

出雲市災害廃棄物処理計画の策定について

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、鳥取中部地震など近年発生した災害は、社会に与える影響が大きく、多くの災害廃棄物も発生しています。

この計画は、本市で災害が発生した場合に備え、市が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的として策定しました。また、この計画の中で推計した災害廃棄物の発生想定量を踏まえ、次期可燃ごみ処理施設の規模を施設基本計画の中で定めています。

以下、計画の概要をまとめています。

1. 災害の想定等

(1) 想定した災害

①地震災害

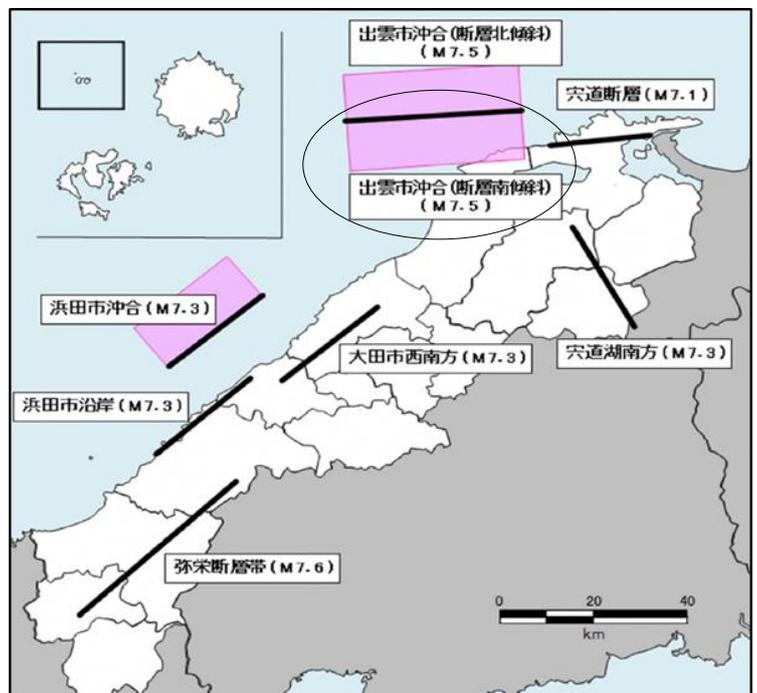
出雲市沖合（断層南傾斜）
マグニチュード 7.5
震度 4～6 弱

②水害

平成 18 年 7 月豪雨
日最大降雨量 136.0mm

(2) 対象とする廃棄物

- ①災害廃棄物：災害によって発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等
- ②生活ごみ：家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
- ③避難所ごみ：避難所から排出される生活ごみなど
- ④し尿：災害時に設置した仮設トイレ等からの汲取りし尿



出典：島根県地域防災計画（震災編）

2. 災害廃棄物対策

(1) 廃棄物発生想定量

①災害廃棄物発生想定量

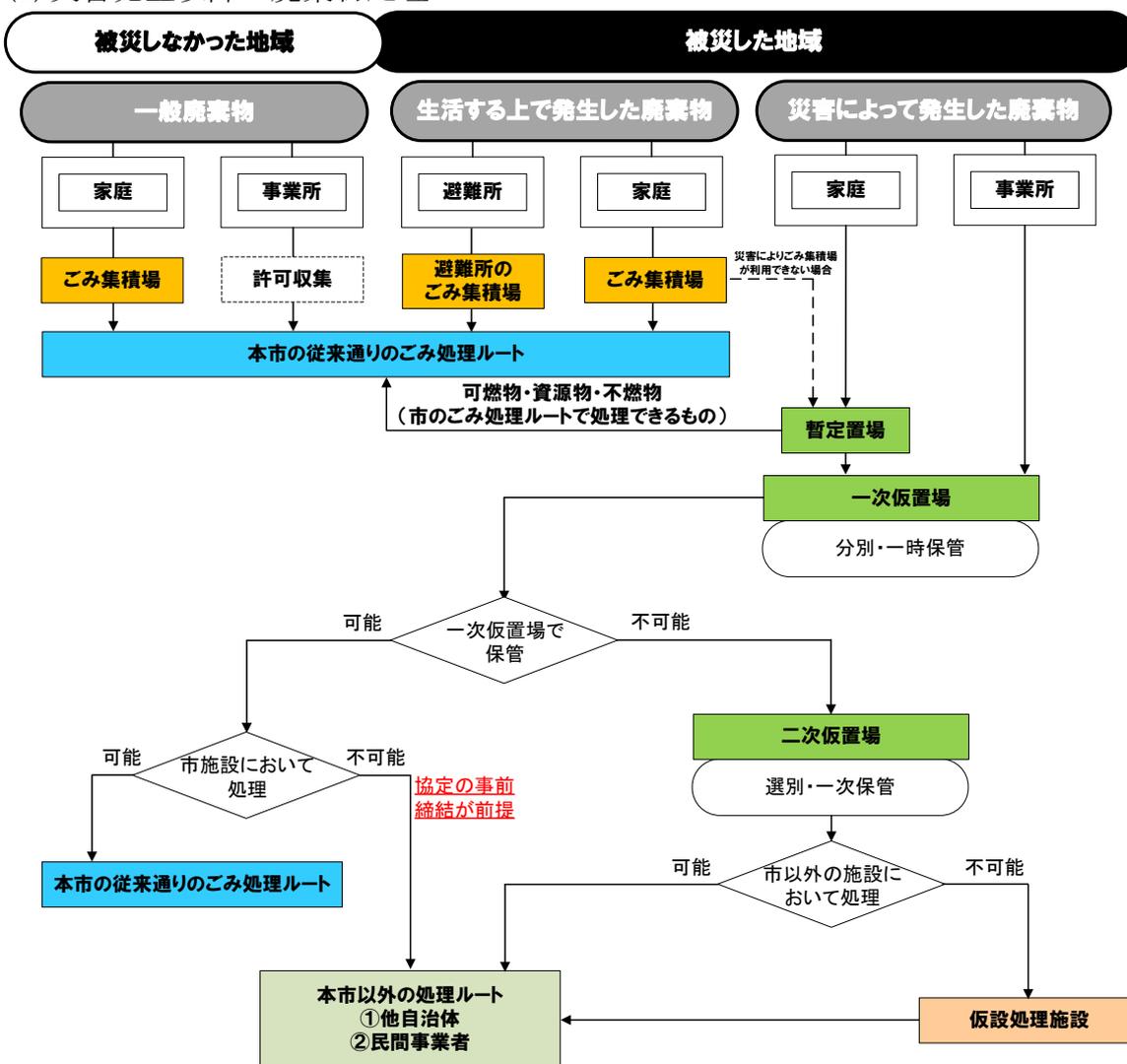
種別	名称	災害廃棄物発生量	うち可燃物
地震災害	出雲市沖合（断層南傾斜）	約 34.60 万 t	約 6.19 万 t
水害	平成 18 年 7 月豪雨※	約 1.10 万 t	約 0.06 万 t

※平成 18 年 7 月豪雨は廃棄物処理施設への搬入実績

②避難所ごみ等発生想定量（出雲市沖合（断層南傾斜）地震発生時）

項 目	発生量
し尿	105 [kL/日]
避難所ごみ	8 [t/日]

(2) 災害発生以降の廃棄物処理フロー



(3) 災害廃棄物の仮置場

暫定置場	被災した市民が、短期間の間、暫定的に自ら災害廃棄物を持ち込む場所
一次仮置場	災害廃棄物の分別搬入を行い、中間処理施設等へ運搬するまでの保管機能を有する場所
二次仮置場	一次仮置場で保管できない災害廃棄物を一時保管するとともに、必要に応じて中間処理（破碎・選別、焼却等）を行う場所

3. 災害発生以降の対応について

災害発生直後	初動時（数日間）	組織の立上げ、被害状況の把握（廃棄物処理施設含む）、関係先への被害状況の連絡、暫定置場の確保、市民への周知、関係団体等への協力、支援要請 など
	応急対応時前半（3週間程度）	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計、収集運搬体制の確保、一次仮置場の必要面積の算定・確保 など
	応急対応時後半（3ヶ月程度）	処理スケジュールの検討、環境モニタリングの検討・実施、廃棄物処理施設の補修・再稼動の実施、仮置場の管理・運営 など
復旧時	災害発生から概ね3年以内（処理終了目途）	災害発生直後の対応の継続 二次仮置場や仮設処理施設の設置検討・運営、市外等への協力要請、損壊家屋等の解体・撤去に伴い発生する廃棄物の処理 など